



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 マルミヤストア
代表者名 代表取締役社長 池邊 恭行
(コード番号 7493 福証)
問合せ先 常務取締役
経営企画室長・総務部部长 川野 友久
(TEL. 0972-23-8111)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、平成 27 年 7 月 14 日開催予定の臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として（事業年度の末日）等の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期及び定款の一部変更の目的

平成 27 年 5 月 27 日付「株式交換契約に関する臨時株主総会の承認可決についてのお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、平成 27 年 5 月 27 日開催の当社臨時株主総会において、平成 27 年 7 月 1 日を効力発生日として、株式会社丸久（以下「丸久」という。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたします。これにより株式交換完全子会社となる当社は、平成 27 年 6 月 26 日をもって福岡証券取引所において上場廃止となります。そのため、当社の事業年度は「毎年 5 月 21 日から翌年 5 月 20 日まで」と定めておりますが、株式交換完全親会社となる丸久の事業年度と統一することで、経営全般にわたって、より効率的な事業運営を行うため、事業年度を「毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日まで」に変更いたします。この事業年度変更に伴い、現行定款第 41 条（事業年度）、第 43 条（剰余金の配当の基準日）につき所要の変更を行うとともに附則を新設するものであります。さらには、上場廃止に伴う諸規定を削除するほか、新たに定めが必要となる事項の新設及びこれらの変更に伴う現行定款の各条項の繰り上げ等を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 5 月 20 日

変更後：毎年 2 月末日

事業年度の変更に伴い、第 44 期事業年度は平成 27 年 5 月 21 日から平成 28 年 2 月 29 日までの 10 ヶ月の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けるのであります

3. 決算期変更に伴う今後の業績見通し

第 44 期（平成 27 年 5 月 21 日から平成 28 年 2 月 29 日）の業績予想及び配当予想につき

ましては、平成 27 年 5 月 27 日開催の当社臨時株主総会において、平成 27 年 7 月 1 日を効力発生日として、丸久を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換契約を承認可決しており、これにより、平成 27 年 6 月 26 日をもって上場廃止となるため、平成 28 年 2 月期の業績予想の発表は控えさせていただきます。

4. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、株式会社マルミヤストアと称し、英文では、MARUMIYASTORE CO., LTD. と表示する。	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
(1) 食料品類の販売	
(2) 生鮮食品の販売	
(3) 日用雑貨、化粧品、育児用品、衛生用品、文具及びペット用品の販売	
(4) 衣料品類の販売	
(5) レジャー関連用品の販売	
(6) 酒類、たばこ、塩及び米穀類の販売	
(7) 薬局の経営及び医薬品の製造	
(8) 医薬品、毒物劇物、医薬部外品、農薬及び動物薬の販売	
(9) 書籍雑誌の販売	
(10) 生花、園芸植物及び園芸用品の販売	
(11) 不動産の賃貸、管理業	
(12) 医療用具、計量器、介護用品の販売及びレンタル業	
(13) 写真の現像、焼付及びカメラ・フィルム等関連商品の販売	
(14) 飲食店の経営	
(15) 薬局、薬店、ドラッグストアのフランチャイズ事業	
(16) 生命保険の募集に関する業務	
(17) 前各号に付帯関連する一切の業務	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は、本店を大分県佐伯市に置く。	第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 (現行どおり)
(1) 取締役会	

現行定款	変更案
<p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p><u>(株式の譲渡制限)</u></p> <p>第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>(削除)</p>
<p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成なら</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株 予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委 託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p><u>第12条</u> 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取 扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、 取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p><u>第10条</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p><u>第13条</u> 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日</u>か ら3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある ときに随時これを招集する。</p>	<p><u>第11条</u> 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌</u> 日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、 必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5 <u>月20日とする。</u></p>	
<p>(招集権者及び議長)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p>
<p><u>第15条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締 役社長に支障あるときは、取締役会においてあらか じめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p><u>第12条</u> (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがあ る場合を除き、出席した議決権を行使することがで きる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2 以上をもって行う。</p>	<p><u>第13条</u> (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第17条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代 理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する 書面を当会社に提出しなければならない。</p>	
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第18条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載ま たは表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定 めるところに従いインターネットを利用する方法で</p>	

現行定款	変更案
<p><u>開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p><u>第19条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。 (取締役の選任)</p> <p><u>第20条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第22条</u> 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p><u>第15条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の<u>議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第17条</u> (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第18条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の省略)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第26条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p>	<p><u>第21条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p>
<p><u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p>	<p><u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p>
<p><u>第28条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p>
<p><u>第29条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)</p>	<p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任)</p>
<p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p>	<p><u>第25条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の<u>議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p>
<p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p>	<p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p>
<p><u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会)</p>	<p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会)</p>
<p><u>第33条</u> 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p>	<p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p>
<p><u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)</p>	<p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程)</p>
<p><u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、</p>	<p><u>第30条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p><u>第38条</u> 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第39条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、会計監査人の報酬等を監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第41条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>5月21日</u>に始まり翌年<u>5月20日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第43条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>5月20日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>11月20日</u>とする。</p> <p>3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第36条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>に始まり翌年<u>2月末日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第38条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月末日</u>とする。</p> <p>3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第39条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第36条(事業年度)の規定に関わらず、第44期事業年度は、平成27年5月21日から平成28年2月29日までとする。なお、本附則は、第44期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第38条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、平成27年9月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</u></p>

5. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成27年7月14日(火)

定款変更の効力発生日(予定) 平成27年7月14日(火)

以上